

済生ふくし新聞

今回は、成年後見制度について説明します。

成年後見制度とは？

成年後見制度は、知的障害や精神障害、認知症などの障害により、判断能力がないまたは判断能力が低下している人に対し、本人に代わって、財産の管理や契約などの法律行為をおこなったり、補助する制度です。将来的に判断能力が落ちた場合を考え、事前に契約することもできます。（任意後見制度）



【法定後見制度】

本人の判断能力がない又は、低下

【任意後見制度】

現在、判断能力あり

① 申し立て

家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族、または市区町村長が申し立てを行う。

② 審査

鑑定医が判断能力について鑑定を行う。

（鑑定料が6万～15万円）

③ 審判

家庭裁判所が、成年後見人（『後見人』『保佐人』『補助人』）を選任。

④ 活動開始

登記の終了後、活動開始。

活動内容については、家庭裁判所へ報告。

*手続き終了までには、3～10ヶ月かかります。

① 契約

本人と任意後見人が契約する。
公証人役場で公証書を作成。

② 判断能力の低下した時

家庭裁判所に本人、配偶者、任意後見受任者、四親等内の親族が申し立てを行う。

③ 選任

家庭裁判所が任意後見監督人を選任。活動開始。活動内容について任意後見監督人が監督する。

詳しくは1階救急外来近く福祉相談室まで